

第 24 期 第 30 回
別海町農業委員会総会議事録

令和4年11月28日 開会

別海町農業委員会

第 2 4 期 第 3 0 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 4 年 1 1 月 2 8 日)

○開催日時 令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（22名）

会	長	27番	小	野	榮	一
会長職務代理者		26番	信	夫	重	勝

1番	及	川	哲	夫	2番	山	崎		茂
4番	市	川	義	晴	5番	石	毛		剛
6番	藤	田	浩	義	8番	加	藤	真	純
9番	畠	山	友	子	10番	大	内	敏	光
11番	芳	賀		均	13番	小	島		敏
14番	羽	石	健	一	15番	加	藤	和	広
16番	内	藤	宏	幸	17番	阿	部		浩
18番	藤	井		実	19番	木	幡		誠
21番	山	田	良	雄	22番	押	田	賢	二
24番	伊	藤	一	吉	25番	竹	花	新	吉

○途中退席（1名）

9番	畠	山	友	子
----	---	---	---	---

○欠席委員（4名）

7番	中	洞		薫	12番	中	村	繁	男
20番	浦	山	宏	一	23番	林		武	雄

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	内	山		宏
総務担当	主幹	椋	木	直	人
農地調整担当	主査	山	下	真	弘
農地調整担当	主任	志	渡	正	勝
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	齊	藤	一	真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

8番	加	藤	真	純	10番	大	内	敏	光
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席 8 番 加 藤 真 純 ⑩

議席 10 番 大 内 敏 光 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第 30 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 22 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 7 番中洞委員、12 番中村委員、20 番浦山委員、23 番林委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。8 番加藤真純委員、10 番大内委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（小野会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 4 件ございます。1 号について、農地所有者から所有権の移転に関わるあっせん申出があり、周辺地域における農地の保有状況、利用状況、更には将来性等を踏まえ北海道農業公社の買入れが必要との判断から調整を行いました但双方の同意が得られず不成立となったものであります。今後の取扱いについては後の議案第 1 号で提案し御審議していただく予定です。2 号について、本年 9 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し

買入協議の要請に取り組んだところ、この度協議が整う運びとなったものです。3号及び4号について、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について一時貸付けを行う内容であります。旧所有者につきましては3号が[]さん、4号が[]さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第4号で提案し御審議いただく予定です。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、[]
[]一[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、[]
番地の[]、[]。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、不成立。

第2号、あっせん候補者、同上。あっせん対象地、[]一[]外[]
筆、計[]m²。農地の所有者、[]丁目[]番[]号、
[]外[]名。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]一[]外[]筆、計[]
m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん委員、加藤和広委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]一[]外[]
筆、計[]m²。農地の所有者、同上。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年額[]円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。1号は不成立案件ですので事務局説明とさせていただきます。それでは2号から4号までの成立案件につきまして委員の説明を求めます。2号につきましては21番山田委員、3号につきましては26番信夫代理、4号につきましては15番加藤和広委員。それでは2号を山田委員お願いします。

○21番 山田委員

はい、説明いたします。この土地は元[]さんの農地です。[]さんは25年くらい前に離農され、当時売買のあっせん会議の中で農業委員、買い手、当人の間で見解の相違から話がもつれ、機構の話し合いには全く応じてもらえず、農業委員会を通さない形で賃貸を何人かの人とされていきました。昨年、[]さんが亡くなり、3人のお子さんが相続され、今回この北海道農業公社の事業により5人の方々に売買されることになっております。よろしくをお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号を信夫代理お願いします。

○26番 信夫代理

はい、説明いたします。旧[]さんの所有地の一部で、隣接する土地を賃貸で利用している[]さんが将来取得に向けて北海道農業公社からの賃貸です。よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号を加藤和広委員お願いします。

○23番 加藤和広委員

はい、説明いたします。この土地は[]さんの土地で、[]さんが体調を崩され休農することになり、隣接している[]が北海道農業公社から一時貸付けを受けて5年後に取得する案件で、現在[]は規模拡大に向けて頑張っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第2号、農地等あっせん結果の報告について（別海町農地移動適正化あっせん基準）。次の者から農地等のあっせん申出書の提出があり、別海町農地移動適正化あっせん基準に基づきあっせんを行ったので、同基準第8第2項第3号の規定により報告する。

本件は2件ございます。農地所有者の申出により、所有権の移転のあっせんを行ったものであります。今後の取扱いについては後の議案第4号で提案

し御審議いただく予定であります。それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]
[]。あっせん対象地、[]－[]外
筆、計[]m²。農地の所有者、[]丁目[]番
[]号、[]外[]名。あっせん委員、山田委員外7名。あっせん結果、
成立。あっせん価格、売買で[]円。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。
あっせん対象地、[]－[]、[]m²。農地の所有者、同上。
あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、売買で[]
円。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきまして委員の説明を求めたいと思います。1号と2号について21番山田委員お願いします。

○20番 山田委員

はい、説明いたします。1号、2号とも先程の[]さんの農地で、北海道農業公社の事業に乘れなかったものです。特に1号の農地は理由は不明ですが農用地区域から外れていたために今回事業に乘れませんでした。それで今回一般あっせんとして処理するものですのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

報告第2号の委員説明が終わりました。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和4年9月29日開催の第28回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります10月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては知事許可案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（小野会長）

日程4 報告第4号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第4号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は4件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第5 議案第1号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(川原主任)

議案第1号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請について。次の者から農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づきあっせんを受けたい旨の申出があった農用地の所有権移転について、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認められることから、同法第16条第1項の規定により当会は別海町長に対し同条第2項の規定による通知をするよう要請する。

本案は1件ございます。先の報告第1号で不成立となった案件の農地所有者からあっせんの申出があったものであります。それでは御説明させていただきます。1 あっせんの申出者及び農用地の所在等、あっせんの申出者とあっせんの対象地につきましては報告第1号において朗読しておりますので省略いたします。申出のあった日、令和4年11月14日。2 農地中間管理機構を含めた調整の経過、あっせん会議を開催し利用調整を図りましたが、農用地の価格について農地所有者と農地中間管理機構の意向が一致せず調整は不調に終わったという内容でございます。3 当該農用地の利用集積に係る意見、優良農地等であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため農地中間管理機構による買入れが特に必要と認められるといった内容で要請いたします。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても

それでは、議案第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

挙手なしということですので、議案第 1 号を原案のとおり許可することに決定します。

日程第６ 議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題に供します。

議案第２号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について。次の者から農地法第３条第１項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第３条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第３条第２項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第 1 号、申請人の住所氏名、貸人、[redacted] 番地、[redacted]。借人、[redacted] 番地、[redacted]
[redacted] [redacted] [redacted]。許可を受けようとする土地の表示、[redacted]
[redacted] - [redacted]、合計 [redacted] m²。許可を受けようとする理由、貸人は農地を有効活用するため賃貸するものである。借人は経営規模拡大のため賃借を受けるものである。貸借期間、許可日から 10 年間。賃貸価格は [redacted]
[redacted] 円で、ヘクタール当たり約 [redacted] 円です。

第2号、申請人の住所氏名、貸人、 番地の 、 。借人、 番地の 、 。許可を受けようとする土地の表示、 — 外 筆、合計 m²。許可を受けようとする理由、貸人は全地を経営の主体である二男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から40年間。

11

。譲受人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、譲渡人は農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は円で、ヘクタール当たり約円です。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は全地を経営の主体である二男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和4年12月21日から40年間。

第5号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は全地を経営の主体である長女に使用貸借により貸し付けるものである。借人は父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和4年12月21日から40年間。

第6号、申請人の住所氏名、貸人、番地の、。借人、番地の、。許可を受けようとする土地の表示、－外筆、合計 m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和4年11月30日から40年間。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきまして13番小島委員。3号につきまして14番羽石委員。4号につきまして10番大内委員。5号につきまして25番竹花委員。6号につきまして15番加藤和広委員。

それでは1号及び2号につきまして、13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、説明いたします。さんなのですけれども、在住でに土地を持っておりまして、別海班で見に行っていました。素晴らしい草地で、この度、に賃貸するということで特に問題ないと思います。それから2号についてですが、さん、さんは親子で、この度経営移譲されるということで、40年間の使用貸借をするということです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号について14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。今回、売買ということで11月15日に調査してまいりました。特に問題ないと思って見てまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号について10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、[]さんは地域の中心として頑張っておられる方ございまして、今までの使用貸借期間が満了となり、新たな設定ということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、5号について25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

[]さんと娘の[]さんですけれども、期限到来による再設定となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、6号について15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、説明いたします。これは親子間の更新案件です。[]さんは[]の中心となって頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第3号

○議長（小野会長）

日程第7 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]、[]m²の内[]m²。契約内容、賃貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、[]m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地、[]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示及び面積、[]—[]外[]筆、計[]m²。契約内容、目的は前号と同じです。計画内容、砂採取量、[]m³。転用基準、土地利用計画は前号と同じです。所有者氏名、[]番地の[]、[]。転用者氏名、[]番地[]、[]。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきまして11番芳賀委員。

1号につきましては[]に関する案件ですので、[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[]番 []委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、1号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、説明いたします。継続案件で起伏修正を目的として川沿いに向かってかなり大規模な砂採取と修正を行っています。過去に終わったところは良い草地として復活しており、今回、またその次ぐらいで30町1反ほどの畑がきれいになると思うので、問題ないと考えてまいりました。よろしく願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは議案第3号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは議案第3号の2号につきまして芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、説明いたします。これも継続案件でして、畑と川の淵の段差のところで段をつく形で畑を作ろうとして数年間に渡って行っているところです。あと1回か2回できれいに仕上がると思いますので、問題ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号の2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第4号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第4号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（志渡主任）

議案第4号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第5第1項第6号による計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により決定を求める。

本案は全部で15件ございます。内訳は所有権の移転が13件、利用権の設定が2件でございます。それでは所有権の移転から朗読させていただきます

す。

所有権の移転の1号につきましては、報告第1号と内容が重複いたしますので、所有権の移転内容から朗読いたします。

第1号、所有権の移転内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、令和4年11月29日。対価、[REDACTED]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年1月11日。引渡し時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号及び第3号につきましては、報告第2号と内容が重複いたしますので、所有権の移転内容から朗読いたします。

第2号、所有権の移転内容、利用目的、牧草畑及び採草放牧地として利用。所有権の移転時期、令和4年11月29日。対価、[REDACTED]円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、令和5年3月31日。引渡し時期、同上。当事者間の法律関係、同上。

第3号、所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。所有権の移転時期、同上。対価、[REDACTED]円。対価の支払い方法、同上。対価の支払い期限、同上。引渡し時期、同上。当事者間の法律関係、同上。

次号から第10号までの利用目的については同文ですので朗読を省略いたします。

第4号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]一[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和4年11月29日。対価、[REDACTED]円。対価の支払い方法、指定口座に振込。対価の支払い期限、令和5年2月27日。引渡し時期、対価の支払日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第12号までの所有権の移転をする者、対価の支払い期限、次号から第13号までの所有権の移転時期、対価の支払い方法、引渡し時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

第5号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]一[REDACTED]、計[REDACTED]m²。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第6号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]一[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第7号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]番地の[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]一[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]m²。所有権の移転の内容、対価、[REDACTED]円。

第 8 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]
[]—[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]
[]円。

第 9 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]—
[]、計[]m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第 10 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]—[]外[]筆、計[]
m²。所有権の移転の内容、対価、[]円。

第 11 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]—[]外[]筆、計[]
[]m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑及び農業用施設用地と
して利用。対価、[]円。

第 12 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]
[]。所有権の移転をする土地、[]—[]外[]筆、計[]
[]m²。所有権の移転の内容、利用目的、牧草畑として利用。対価、[]
[]円。

第 13 号、所有権の移転を受ける者、[]番地[]、
[]。所有権の移転をする土地、[]—
[]外[]筆、計[]m²。所有権の移転をする者、[]
番地の[]、[]。所有権の移転の内容、利用目的、同上。対価、[]
[]円。対価の支払い期限、令和 5 年 3 月 31 日。調整委員、
大内委員、及川委員。

続いて、利用権の設定です。利用権の設定の第 1 号及び第 2 号は、報告第
1 号と内容が重複いたしますので、設定する利用権から朗読いたします。

第 1 号、設定する利用権、利用権の種類、賃借権。内容、牧草畑として利
用。始期、令和 4 年 11 月 29 日。終期、令和 9 年 9 月 29 日。借賃、年間
[]円。借賃の支払い方法、毎年 12 月 10 日までに指定口座
に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号の利用権の種類、内容、始期、終期、借賃の支払いの方法、当事者間
の法律関係については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第 2 号、設定する利用権、借賃、年間[]円。

以上で議案第 4 号の内容説明を終わります。

○議長(小野会長)

はい、議案第 4 号の事務局説明が終わりました。所有権移転の第 1 号と利
用権の設定の第 1 号及び第 2 号につきましては報告第 1 号、所有権移転の第
2 号及び第 3 号につきましては報告第 2 号、所有権移転の第 4 号から第 12
号につきましては、北海道農業公社の売渡し案件ですので事務局説明のみと
させていただきます。

ただ今、9番畠山委員より所用のため途中退席したいとの申し出があり、許可いたしました。退席後の出席委員数は21名で委員数の過半以上の出席があることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に反しないと認め、議事を続行します。

(9番 畠山委員 退席)

ここで所有権の移転の5号につきまして、[]に関する案件ですので[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第4号の所有権の移転の5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の所有権の移転の5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

所有権の移転の12号につきまして、[]委員に関する案件ですので[]番[]委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

([]番 []委員 一時退席)

○議長（小野会長）

それでは議案第4号の所有権の移転の12号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第4号の所有権の移転の12号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長（小野会長）

議事を再開いたします。

それでは現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の13号について10番大内委員、よろしくお願いいたします。

○10番 大内委員

はい、[]さんですけれども長年にわたって近隣の農家に農地を貸していたのですが、この度、売買するということになりまして、近くに土地を持っている[]さんが買い取るようになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは、議案第4号の所有権の移転の5号と12号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第4号の所有権の移転の5号と12号を除きまして採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第4号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第9 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]—[]、面積[]m²。利用状況、

雑種地。所有者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。

第2号、所在、[redacted]—[redacted]外[redacted]筆、面積[redacted]m²。利用状況、原野。
所有者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては14番羽石委員。2号につきましては19番木幡委員。それでは1号につきましては14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。11月15日に木幡委員、芳賀委員、事務局で現地を調査してまいりました。[redacted]さんは離農してからしばらく経つのですが、施設があった場所で、雑種地として見てまいりましたのでよろしくお願いします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号につきましては19番木幡委員お願いいたします。

○19番 木幡委員

はい、説明いたします。[redacted]さんのところですが、[redacted]から[redacted]へ行く国道の淵にありまして、[redacted]から出てくる十字路のところですが。長年使われていない土地で笹と木が生えており、原野として見てまいりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもって、第30回総会を閉会します。

